

豊橋市民病院電子診療記録の退職者閲覧内規

(趣旨)

第1条 この内規は、豊橋市民病院に勤務していた実績のある者（以下「退職者」という。）が、電子的に保存されている診療記録（以下「電子診療記録」という。）を閲覧することに関し必要な事項を定める。

(閲覧目的と範囲)

第2条 電子診療記録を閲覧する目的は、以下に該当するものに限る。

- (1) 研究や調査に係る閲覧
- (2) 専門医等の資格取得に係る閲覧

2 閲覧できる電子診療記録は、以下のものとする。

- (1) 医師法第24条、歯科医師法第23条の規定による診療録
- (2) 保健師助産師看護師法第42条の規定による助産録
- (3) 医療法第21条及び第21条第9号、第22条及び第22条第2号に規定されている診療に関する諸記録
- (4) 医療法施行規則第20条第10号に規定されている診療に関する諸記録
- (5) 保険医療機関及び保険医療養担当規則第8条及び第22条の規定による診療録

(禁止事項)

第3条 閲覧時に診療記録の修正、更新を行ってはならない。なお、誤って診療記録を修正、更新した場合は、担当事務局へ報告する。

2 閲覧目的及び範囲を超えて、電子診療記録を閲覧してはならない。

(個人情報の保護)

第4条 個人のプライバシー保護に十分留意し、個人情報保護に関する法令等を遵守する。

2 診療記録の情報を外部に持ち出す場合は、個人が特定できる情報を取り除いて匿名化し、プライバシー保護を行わなければならない。

(閲覧申請)

第5条 電子診療記録を閲覧するためには、以下の所定の手続きを行わなければならない。

- (1) 閲覧希望日の10日前までに担当事務局へ連絡する。
- (2) 閲覧希望日の1週間前までに電子診療記録の閲覧申請書兼許可証（様式1）（以下「申請書兼許可証」という。）を担当事務局へ電子メールにて提出する。
- (3) 申請から閲覧当日まで、担当事務局との連絡は、原則、電子メールで行うため、必ず電子メールを確認する。
- (4) 閲覧当日は、申請書兼許可証の提出と、運転免許証等の本人確認書類の提示を行う。また、第3条及び第4条について遵守する旨、書面にて誓約する。

(閲覧後報告)

第6条 閲覧終了後、閲覧した患者一覧を作成し、担当事務局へ報告する。

(閲覧履歴の確認)

第7条 前条で報告した内容と閲覧履歴に相違がないか担当事務局が確認し、相違があった場合、今後、閲覧申請を認めない。

(担当事務局)

第8条 閲覧申請に関する担当事務局は、事務局医療情報課が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に院長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成20年5月1日から適用する。
- 2 この内規による改正前の豊橋市民病院電子保存診療記録の退職者閲覧内規を、改正後の豊橋市民病院電子診療記録の退職者閲覧内規に名称を改める。
- 3 この内規は、令和3年3月17日から適用する。

(様式1)

電子診療記録の閲覧申請書兼許可証

申 込 日	年 月 日
閲覧希望日	年 月 日 時 分 ~ 時 分まで
ふ り が な 氏 名	
当院勤務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連 絡 先	電 話 番 号
	(必 須) メー ル ア ド レ ス
所 属 機 関 名	
観 覧 目 的	<input type="checkbox"/> 研究調査 <input type="checkbox"/> 資格取得

【豊橋市民病院記入欄】

承認	<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可	承認日 年 月 日
承認者	院長	印
不許可の理由		
閲覧日対応者	<input type="checkbox"/> 医療情報課 <input type="checkbox"/> 事務当直者	
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 職員証 <input type="checkbox"/> その他 ()	